

毒物及び劇物取締法の規定による登録又は許可の取消し及び業務停止処分基準

第1章 趣旨

毒物又は劇物の販売業者、毒物又は劇物の製造業者又は輸入販売業者(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。) 第23条の2の規定によりその登録について厚生大臣の権限を三重県知事に委任された者に限る。)及び特定毒物研究者(以下「毒物劇物営業者等」という。)が、法若しくはこれに基づく処分に違反した場合の法第19条第2項又は第4項の規定による登録又は許可の取消し及び業務停止処分(以下「登録の取消し等の処分」という。)については、この基準の定めるところによるものとする。

第2章 法第19条第2項又は第4項の規定による登録の取消し等の処分

第1 基本原則等

(基本原則)

- 1 登録の取消し等の処分は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。
処分にあたっては、違反の内容、行為者の認識の程度等を総合的に判断し、的確かつ厳正に行うものとする。
 - (1) 違反行為により、保健衛生上の危害が生じ又は保健衛生上の重大な危害が発生するおそれがある場合
 - (2) 法又は法に基づく処分に違反した場合で、別表1の事項に該当する場合
 - (3) 法第6条の2第3項各号のいずれかの規定に該当することとなった場合
(処分基準等)
- 2 登録の取消し等の処分を行う場合は、第2の基準により行うものとする。
(処分手続き)
- 3 登録の取消し等の処分を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)に従い、次のとおり事前手続きを行うものとする。

なお、通知は、法第20条第1項の規定により聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限の1週間前までに行うものとする。

- (1) 登録の取消しの場合 聴聞(行政手続法第13条第1項第1号イ)
- (2) 業務停止と毒物劇物取扱責任者の変更命令を同時に行なう場合 聴聞(同条第1項第1号二)
- (3) 業務停止のみを行う場合 弁明の機会の付与(同条第1項第2号)

第2 毒物劇物営業者等の登録の取消し及び業務停止

(登録の取消し)

- 1 毒物劇物営業者等が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その登録又は許可を取消すものとする。
 - (1) 保健衛生上の重大な危害が発生するなど違反の態様又は動機から判断して、当該違反行為が許可の取消し処分を行うことが必要と認められるとき。
 - (2) 別表1の1の違反行為を行ったとき。
 - (3) 別表1の2から6までの違反行為のいずれかを行ったことにより、登録の取消し等の処分を受けた者が、処分後2年以内に再び別表1の2から5までのいずれ

かの違反行為を行ったとき。

- (4) 2の(1)から(3)までに該当する場合であって、その者が過去1年以内に2回以上、法19条第4項の規定に基づく業務の停止処分を受けたものであるとき。

(業務の停止)

- 2 毒物劇物営業者等が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合5日以上30日以下の業務停止処分を行うものとする。

(1) 別表1の2から16までの違反行為のいずれかを行った場合であって、違反の態様又は動機から判断して、業務の停止処分を行うことが必要と認められるとき。

(2) 別表1の17から23までの違反行為のいずれかを行った場合であって、過去6年以内にその者が法に違反する行為を行ったことにより保健所長あてに始末書を提出したことがあるか、又は保健所長からの文書による指導を受けたことが、過去1年以内に1回以上に及び、かつ、違反の態様又は動機から判断して業務の停止処分を行うことが必要と認められるとき。

(3) 別表1の24から32までの違反行為のいずれかを行った場合であって、過去3年以内にその者が法に違反する行為を行ったことにより保健所長あてに始末書を提出したことがあるか、又は保健所長からの文書による指導を受けたことが、過去1年以内に2回以上におよび、かつ、違反の態様又は動機から判断して、業務の停止処分を行うことが必要と認められるとき。

(4) 処分日数の算出にあたっては、別に定める「業務停止処分を行う場合の日数の算定基準」によるものとする。

(加重軽減)

- 3 次のいずれかに該当する場合は、処分の加重又は軽減を行うことができるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、2に定める最長の期間にその3分の2を加算した範囲内において処分を加重することができる。

ア 2の(1)から(3)までに掲げる理由のうち2つ以上の理由があるとき。
イ 2の(1)から(3)までに掲げるいずれかの理由に該当する場合であって当該違反行為が保健衛生上の重大な危害を発生させているとき。

ウ 2の(1)から(3)までに掲げるいずれかの理由に該当する場合であって、違反行為に関してなされた本県の指示に従い速やかに必要な措置をとらないとき。

エ その他違反の態様又は動機から判断して、特に処分を加重すべき理由のあるとき。

(2) 登録の取消し等の処分に該当する違反行為を行った場合であって、本県の指示に従い当該違反行為に対して速やかに必要な措置を講ずる等情状酌量の余地があると認められるときは、次により処分を軽減することができる。

ア 1に掲げる登録の取消し処分が行われる理由に該当する場合にあっては、50日間の業務停止処分とする。

イ 2の(1)から(3)までに掲げる業務の停止処分が行われる理由に該当す

る場合にあっては、2に定める最長の期間の3分の1以下の日数の範囲内において処分の軽減を行う。

第3 保健所長の責務

- 1 保健所長は、毒物劇物販売業者について、登録の取消し等の処分を必要と認めるときは、別記様式により、関係書類を添えて健康福祉部長に報告しなければならない。
- 2 登録の取消等の処分の執行があったときは、保健所長は、処分の内容、命令書の交付年月日、違反事実の概要、その他必要な事項を登録簿又は特定毒物研究者名簿に記載し、執行中は隨時毒物劇物監視員に立入検査させ、その結果を健康福祉部長に報告しなければならない。

附 則

この基準は、平成15年7月30日から適用する。

(別表 1)

毒物劇物営業者等に係る処分対象となる違反行為の内容

	適用条文および違反行為の内容	
1 2 3 4 5 6	法第19条第1項 法第3条 法第3条の2 法第9条 法第19条第3項 法第19条第4項	改善命令違反 無登録製造、輸入、販売 特定毒物の違反 登録の変更違反 取扱責任者変更命令違反 業務停止命令違反
7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	法第4条の3 法第5条 法第7条第1項 法第13条の2 法第15条の2 法第15条の3 法第16条第1項 法第17条 法第24条の2 保健衛生上の重大な危害が発生するなど違反の態様又は動機から判断して1から11までと同程度と認められるとき	販売品目の制限違反(農業用品目、特定品目) 登録基準の違反 責任者の設置義務 劇物たる家庭品の基準違反 廃棄の基準違反 回収等の命令違反 運搬等についての技術上の基準違反 報告命令等違反 販売方法等の制限違反(シンナー、塩素酸塩類等) (17から23までのいずれかに該当する場合)
17 18 19 20 21 22 23	法第11条 法第12条 法第13条 法第14条第1項、第2項 法第15条第1項 法第16条の2 その他違反の態様又は動機から判断して13から19までと同程度と認められるとき	毒物又は劇物の取扱違反 不正表示毒物劇物の販売等 特定用途販売違反 譲渡手続き違反 交付の制限違反 事故の際の措置違反 (24から32までのいずれかに該当する場合)
24 25 26 27 28 29 30 31 32	法第3条の3 法第3条の4 法第7条第3項 法第10条 法第14条第3項 法第15条第2～4項 法第16条第2項 法第21条第1項又は第4項 法第23条の5	シンナー等の所持の禁止 塩素酸塩類等の所持の禁止 取扱責任者の義務違反 休廃止等の届出違反 譲渡手続き保存義務違反 交付の制限確認、保存義務違反 運搬等についての技術上の基準違反 登録失効時の措置違反 登録票の返納等の違反

別記様式

平成 年 月 日

健康福祉部長 殿

保健所長

毒物及び劇物取締法による行政処分について(報告)

下記のとおり毒物及び劇物取締法違反事実がありましたので、行政処分が必要と認められるので関係書類を添えて送付します。

記

1 違反者

- (1) 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
- (2) 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
- (3) 店舗等の所在地
- (4) 店舗等の名称
- (5) 登録等の種別

2 違反条項

3 違反事実の概要

4 過去における当該業者の毒物及び劇物取締法等違反の有無及びこれについて保健所のとった措置

5 情状（当該業者の店舗等の管理状況、毒物劇物取扱責任者の勤務状況等を記載すること。）

6 必要と認める処分の内容

7 関係書類（処分するにあたり違反事実を確定することになる書類等）

- (例) 毒物劇物の譲渡記録
- 店舗等の管理に関する記録等
- 保健所において行った指導の記録等

毒物劇物営業者等の業務停止処分を行う場合の日数の算定基準

(趣 旨)

1 業務停止処分を行う場合の日数の算定は、この基準によるものとする。

(算定基準)

2 業務停止処分の日数の算定は、違反行為の条項、動機および態様に基づき算定するものとする。

(算出方法)

3 業務停止日数は、別表1「処分日数算出表」、別表2「業務停止日数換算表」及び別表3「加重軽減表」を用いた計算式により算出する。

(別表1)
処分日数算出表

違反行為区分 [基本点数]	動機 [点数]	態様 [点数]
基準第2の2(1) に該当する場合 [3]	違反が故意であること が明らかであり、かつ 悪質である場合 [5]	違反行為によって重大な健康被 害が発生した場合、又は毒劇物 制度への国民の信頼を失墜させ る等の社会的影響があった場合 [5]
基準第2の2(2) に該当する場合 [2]	故意であることが多少 でも明らかである場合 又は不確定である場合 [3]	違反行為によって健康被害が発 生、又は重大な健康被害が生じ る可能性があった場合、若しく は考慮すべき社会的影響があつ た場合 [3]
基準第2の2(3) に該当する場合 [1]	大きな過失があった場合 [2]	違反行為によって健康被害が生 じる可能性があった場合、又は 社会的影響があった場合 [2]
	過失又はその他 [1]	その他 [1]

- 違反行為の条項（基本点数）、動機及び態様の点数をこの表のとおり定める。
- 主たる違反行為（直接処分の対象となる違反行為）の点数は、上記の三者を乗じて得た点数とする。

$$\text{主たる違反の点数} = \text{基本点数} \times \text{動機の点数} \times \text{態様の点数}$$

- 従たる違反点数（主たる違反行為以外の違反行為）の点数は、この表の基本点数に当該違反条項数を乗じて得た点数とする。
- 主たる違反行為の点数に従たる違反行為の点数を加算して得た点数を、別に定める換算表を用いて換算し、業務停止日数とする。

(別表2)

業務停止日数換算表

算出点数	業務停止日数	算出点数	業務停止日数
1~20	5	69~72	18
21~24	6	73~76	19
25~28	7	77~80	20
29~32	8	81~82	21
33~36	9	83~84	22
37~40	10	85~86	23
41~44	11	87~88	24
45~48	12	89~90	25
49~52	13	91~92	26
53~56	14	93~94	27
57~60	15	95~96	28
61~64	16	97~98	29
65~68	17	99以上	30

(別表3)

加重軽減表

考慮すべき事項		加重割合		
		+20%	+10%	-10%
従たる違反	基準第2の2の(1)の数	6個以上	5個又は4個	0個
	基準第2の2の(2)の数	6個以上	5個又は4個	
	基準第2の2の(3)の数		3個以上	
その他	過去5年間の違反歴等	同一処分あり	処分あり	違反歴なし
	消防機関等への情報提供	極めて不適切	不適切	極めて適切
	違反品の回収等の措置	極めて緩慢又は失当	緩慢又は失当	極めて迅速かつ適当
	その他		加重要素あり	軽減要素あり

- ・ 加算が可能な範囲は、基本日数にたいして- (1/3) ~+ (2/3) までとする。
- ・ 加算は、本表の各項目の該当割合の算術和を原則とするが、その算術和の限界は上記による。